

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例

令和元年12月に可決・成立、同月公布。公布の日、令和2年4月に一部施行。同年7月に全面施行。一定の要件に該当する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」(いわゆるヘイトスピーチ)を禁止し、全国で初めて刑事罰を盛り込んだ条例。

1 条例制定の背景

川崎市は、日本各地や海外から来た人たちを含め、いろいろな人たちが集まり、地域に根付いて、多様な文化が交流する「多文化のまち」へと発展してきた元祖「多様性のまち」であり、市制施行時、人口約5万人であったまちは、現在、30倍以上の153万人を超える都市に成長を遂げています。

川崎市では、国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、全ての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らしていくことができる「多文化共生社会」の実現を目指して、様々な取組を進めてきました。が、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」を始め、インターネットを利用した人権侵害などの人権課題も生じています。

平成25年5月からJR川崎駅前の繁華街を中心として、本邦外出身者の排斥を訴える内容のデモが行われるようになり、特に平成27年11月8日及び平成28年1月31日のデモについては、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の立法の契機となり、また、横浜地方裁判所川崎支部は、「ヘイトデモ禁止仮処分命令申立事件において「違法性は顕著である」と示しました。

こうした状況に鑑み、平成28年7月13日、市長は、附属機関である「川崎市人権施策推進協議会」に対して、「ヘイトスピーチ対策に関するこ

と」につき優先審議を依頼し、同年12月27日、同協議会から市長に対して、「制定すべき条例の検討として、ヘイトスピーチ対策に特化したものではなく、ヘイトスピーチにつながっていく土壌に、直接対処する幅広い条例が必要であり、その内容については、ヘイトスピーチ対策も含めた多文化共生、人種差別撤廃などの人権全般にかかわるものが想定される」との提言がなされました。

2 検討の経過

前記1の背景等を踏まえ、全ての市民が不当な差別を受けることのないよう、適切に対処する必要があると判断し、人権全般を見据えた幅広い条例の制定に向けた検討に着手し、平成31年3月11日には「骨子案」を、令和元年6月24日には「素案」を公表し、不当な差別のない人権尊重のまちづくりを推進すること、一定の要件に該当する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」には、罰則等

川崎市市民文化局
人権・男女共同参画室担当課長

大西 哲史

をもって規制することとしました。

「素案」については、市議会文教委員会に報告後、令和元年7月8日から8月9日までの33日間、パブリックコメント手続を実施しました。お寄せいただいた1万8243通（意見総数2万6514件）の御意見等を踏まえ、「素案」を一部加筆修正した後、令和元年11月25日、第5回川崎市議会定例会に、条例議案を提出し、審議を経て、同年12月12日、可決・成立し、同月16日、公布しました。

3 条例の主な内容

この条例では、人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとしており、「不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進」では、「不当な差別的取扱いの禁止」や、「人権教育及び人権啓発の推進」、「人権侵害による被害に係る支援」などを定めました。

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」では、市内で行われたデモを勘案するとともに、今なお、こうした行為が再現されかねない事象が継続している「地域の実情」があることを踏まえ、こうした行為が、市内において、再び繰り返し行われることは看過できないことから、「表現の自由」その他の「日本国憲法」の保障する国民の自由と権利に留意し、一定の要件を

設け、対象を限定した上で、表現も具体的に設けて、構成要件の明確化を図り、禁止規定を設けました。

この禁止規定に違反し、再び同様の行為を行おうとする者に対し、まず、「勧告」をし、この「勧告」に従わず、再び同様の行為を行おうとする者に対しては、「命令」をし、この「命令」に従わなかったときに、「公表」をするとともに、罰則規定として、行政刑罰に関する規定を設け、段階を踏んで、慎重に判断する仕組みとしています。

川崎市の判断に当たっては、学識経験者で構成される「川崎市差別防止対策等審査会」の意見を聴くこととし、行政刑罰を選択すること、一行政機関たる川崎市の判断だけではなく、検察、裁判所といった司法機関による二重三重の過程を経ることとしました。

また、「表現の自由等への配慮」の規定を設け、「日本国憲法」の保障する国民の自由と権利、とりわけ「表現の自由」を不当に侵害しないよう留意するとしています。

4 今後に向けて

この条例は、不当な差別のない人権尊重のまちづくりを推進し、もって人権を尊重し、共に生きる社会の実現に資することを目的にしており、真の願いは、「人権が尊重される

まち」の実現にあります。

川崎市では、この条例の制定を一つの契機として、全庁一丸となって、全力で、更なる高みを目指し、「不当な差別のない人権尊重のまちづくり」を推進してまいります。